

<p><b>(関連分野)</b> 介護・子育て・医療</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 健康運動指導士、健康運動実践指導者の就業助成事業</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 厚生労働省</p>
<p><b>事業の概要</b> <b>(事業内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康運動指導士及び健康運動実践指導者は、健康づくりのための運動指導者であり、生涯を通じた国民の健康づくりを図る上で重要な役割を果たしている。また、国民が運動する場として、健康増進施設をはじめとするフィットネスクラブの果たす役割も重要と考えられるところである。</li> <li>そのため、健康運動指導士又は健康運動実践指導者を新たに採用する健康増進施設等に、人件費助成を実施する。</li> <li>少なくとも6ヵ月以上雇用することを条件とする。</li> </ul>
<p><b>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</b> 特になし</p>
<p><b>(期待される効果)</b> 定性的効果：運動習慣が身に付いている者は、国民の3割未満であり、健康日本21の目標を大幅に下回っているところ。本事業を通じて運動面における指導の担い手が増加することにより、国民の健康づくりが推進される。</p>
<p><b>(先行事例)</b> 特になし</p>
<p><b>(期間後の取扱い)</b></p>
<p><b>(関係省庁担当者連絡先)</b> 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 室長補佐 山本晃嗣 / 主査 高橋香苗 電話番号：03-5253-1111 / ファックス：03-3502-3099</p>